

令和元年度

北九州市高齢者支援と介護の質の向上推進会議

介護保険に関する会議

議 題

- (1) 消費税引き上げに伴う介護保険料の  
軽減強化について

# 引上げ分に係る地方消費税収の用途について

## 1 消費税率(国・地方)5%から10%への引上げ

「社会保障・税一体改革大綱(抜粋)」(平成24年2月17日閣議決定)

消費税収(国・地方、現行分の地方消費税を除く。)については、その用途を明確にし、官の肥大化には使わず全て国民に還元し、社会保障財源化する。

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律(平成24年8月22日法律第68号)(抄)  
(趣旨)

第一条 この法律は、(中略)社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを目指す観点から消費税の用途の明確化及び税率の引上げを行うため、(後略)



## 2 地方税法上の措置

○地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)(抄)

(地方消費税の用途)

第七十二条の百十六 道府県は、前条第二項に規定する合計額(※)から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。次項において同じ。)に要する経費に充てるものとする。

2 市町村は、前条第二項の規定により道府県から交付を受けた額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

(※) 地方消費税の引上げ分(十七分の七に相当する額)を指す。

○消費税法(昭和63年12月30日法律第108号)(抄)

第一条 (略)

2 消費税の収入については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

## I 令和2年度予算（案）の主要事項（一般会計）

### 1. 介護保険制度による介護サービスの確保、地域の体制構築 (R1予算) 3兆0,877億円 → (R2予算案) 3兆2,345億円

#### ○ 介護保険制度による介護サービスの確保（一部社会保障の充実） 2兆8,391億円 → 2兆9,547億円

地域包括ケアシステムの実現に向け、介護を必要とする高齢者の増加に伴い、在宅サービス、施設サービス等の増加に必要な経費を確保する。

##### ・ 介護給付費負担金 1兆9,911億円 → 2兆1,138億円

各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の20%を負担（施設等給付費（※）においては、15%を負担）

※施設等給付費とは、都道府県知事等が指定権限を有する介護保険施設及び特定施設に係る介護給付費。

##### ・ 調整交付金 5,413億円 → 5,747億円

各市町村における介護給付及び予防給付に要する費用の5%を負担（各市町村の75歳以上の高齢者割合等に応じて調整）

##### ・ 2号保険料国庫負担金（保険局計上分） 3,067億円 → 2,662億円

国民健康保険及び全国健康保険協会管掌健康保険の介護納付金等に係る国庫負担（補助）に要する所要額。

#### ○ 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化（社会保障の充実） 450億円 → 786億円

(公費900億円) (公費1572億円)

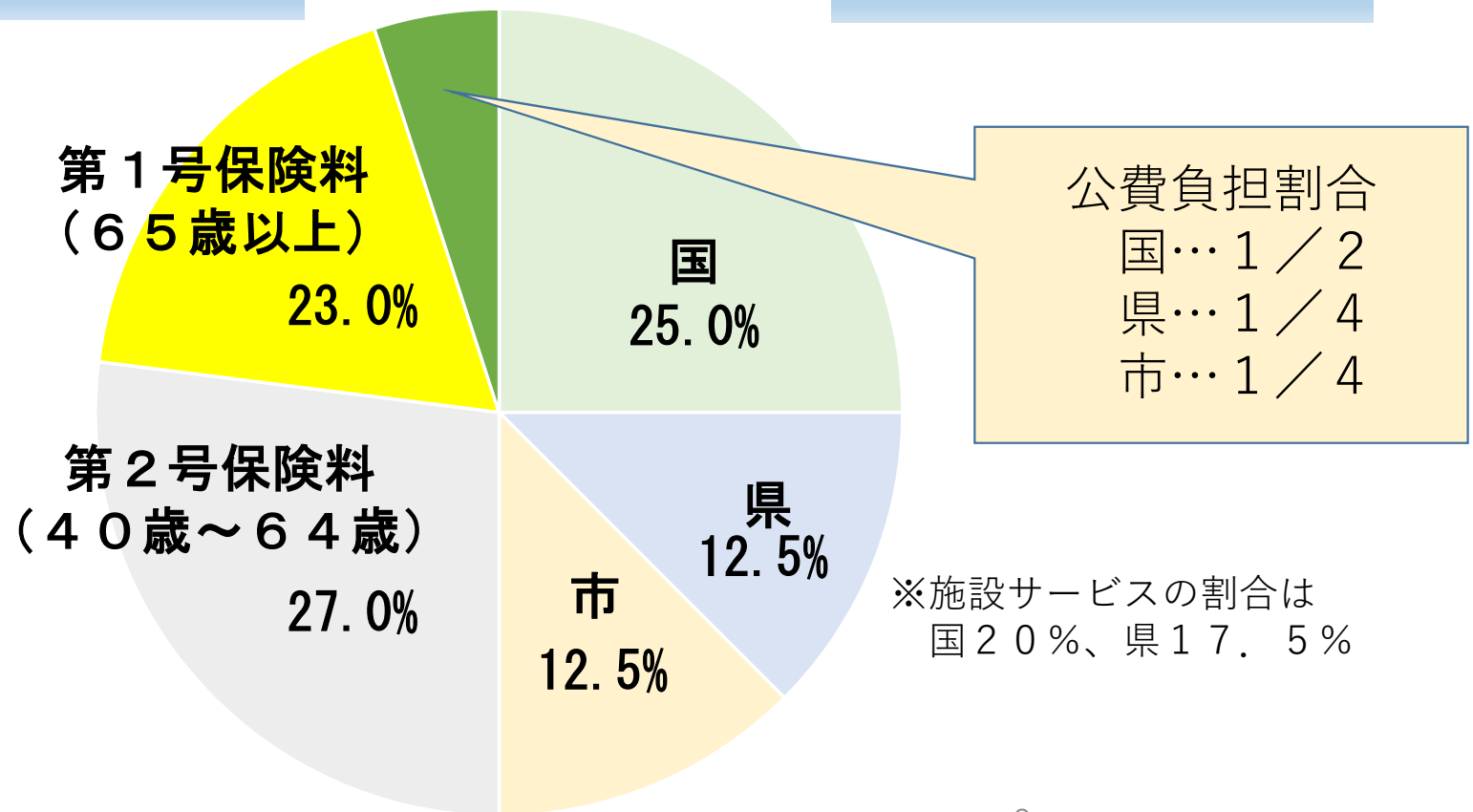
介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を行う。

※消費税率引上げに伴う更なる軽減については満年度化する。

# 介護保険の財源構成

保険料 50%

公費 50%



# 介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

令和2年度所要額  
1,572億円（公費）、うち国費786億

**介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し低所得の高齢者の保険料の軽減を強化**

①一部実施（平成27年4月）  
市町村民税非課税世帯のうち 特に所得の低い者を対象（65歳以上の約2割）

②完全実施（令和元年10月）  
市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施（65歳以上の約3割）  
【実施時所要見込額（満年度）約1,600億円（公費ベース※）】平成31年度予算案ベース

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.5 → 0.45

	H30年	H31年	R2年
第1段階	0.45	→ 0.375	→ 0.3
第2段階	0.75	→ 0.625	→ 0.5
第3段階	0.75	→ 0.725	→ 0.7

※公費負担割合  
国1/2、都道府県1/4  
市町村1/4

